附件1:

货物贸易外汇管理指引

第一章 总 则

第一条 为完善货物贸易(以下简称贸易)外汇管理,推进贸易便利化,促进涉外经济发展,根据《中华人民共和国外汇管理条例》,制定本指引。

第二条 国家对贸易项下国际支付不予限制。 出口收入可按规定调回境内或存放境外。

第三条 境内机构(以下简称企业)的贸易外 汇收支应当具有真实、合法的交易背景,与货 物进出口一致。

第四条 经营结汇、售汇业务的金融机构(以下简称金融机构)应当对企业提交的贸易进出口交易单证的真实性及其与贸易外汇收支的一致性进行合理审查。

第五条 国家外汇管理局及其分支机构(以下 简称外汇局)依法对本指引第二条、第三条、 第四条规定的事项进行监督检查。

第六条 外汇局建立进出口货物流与收付汇资金流匹配的核查机制,对企业贸易外汇收支进行非现场总量核查和监测,对存在异常或可疑情况的企业进行现场核实调查(以下简称现场核查),对金融机构办理贸易外汇收支业务的合规性与报送相关信息的及时性、完整性和准确性实施非现场和现场核查。

添付ファイル1:

貨物貿易外貨管理手引

第一章 総則

第一条 貨物貿易(以下、貿易という)外貨管理 を改善し、貿易の利便性の向上を推進し、対外 経済発展を促進するため、「中華人民共和国外貨 管理条例」に基づき、本手引を制定する。

第二条 国家は貿易項目下の国際支払に対する 制限を設けない。輸出収入は規定に基づき域内 へ回収、または境外へ留保することができる。

第三条 域内機構(以下、「企業」という)の貿易外貨収支は真実、且つ合法的な取引背景を有し、貨物の輸出入と一致しなければならない。

第四条 人民元転、外貨転業務を経営する金融機関 (以下、「金融機関」という)は、企業が提出した取引エビデンスの真実性及び貿易外貨収支の一致性に対し、合理的な審査を行わなければならない。

第五条 国家外貨管理局及びその分支機構(以下、「外管局」という)は法律に基づき本手引の 第二条、第三条、第四条が規定する事項につい て監督検査を行う。

第六条 外管局は輸出入貨物の流れと収支資金 の流れの整合性の検査体制を確立し、企業貿易 外貨収支に対しオフサイト総量検査とモニタリ ングを行い、異常或いは疑わしい状況が発生し た企業に対しては、オンサイト確認検査(以下 はオンサイト検査という)を行う。金融機関が 取扱う貿易外貨収支業務のコンプライアンス 性、関連情報報告の適時性、完全性、正確性に 対しては、オフサイト検査とオンサイト検査を **第七条** 外汇局根据非现场或现场核查结果,结合企业遵守外汇管理规定等情况,对企业进行分类管理。

第八条 外汇局对企业贸易信贷进行总量监测,对企业贸易信贷规模实施比例管理。企业应当按规定向外汇局报告贸易信贷信息。

第九条 国际收支出现或者可能出现严重失衡时,国家可以依法对贸易外汇收支采取必要的保障、控制等措施。

第二章 企业名录管理

第十条 外汇局实行"贸易外汇收支企业名录" (以下简称名录)登记管理,统一向金融机构 发布名录。金融机构不得为不在名录的企业直 接办理贸易外汇收支业务。

第十一条 企业依法取得对外贸易经营权后,应 当持有关材料到外汇局办理名录登记手续。名 录企业登记信息发生变更的,应当到外汇局办 理变更登记手续。企业终止经营或被取消对外 贸易经营权的,应当到外汇局办理注销登记手 续。

外汇局可根据企业的贸易外汇收支业务状况及其合规情况注销企业名录。

第十二条 企业办理贸易外汇收支,应当签署 《货物贸易外汇收支业务办理确认书》,承诺遵 守国家外汇管理规定。 行う。

第七条 外管局は、オンサイト検査の結果に基づき、企業の外貨管理規定の遵守状況を加味し、 企業に対し分類管理を行う。

第八条 外管局は、企業貿易与信に対し総量モニタリング、企業の貿易与信規模に対し比率管理を行う。企業は規定に応じて外管局に貿易与信情報を報告しなければならない。

第九条 国際収支に深刻な不均衡が発生、または発生する可能性がある場合、国家は貿易外貨収支に対して必要な保障、コントロール等の措置を取ることができる。

第二章 企業リスト管理

第十条 外管局は「貿易外貨収支企業リスト」 (以下「リスト」という)の登記管理を行い、 金融機関に対し「リスト」を一律公布する。「リ スト」に列挙されていない企業に対しては、金 融機関は貿易外貨収支業務を行ってはならない。

第十一条 企業が法律に基づき、対外貿易経営権を取得した後、関連資料を持参し外管局に「リスト」の登録手続を行わなければならない。企業登録情報に変更がある場合、外管局に変更登記手続きを行わなければならない。企業が経営を終了、または対外貿易経営権を取り消された場合、外管局で登録取消手続きを行わなければならない。外管局は企業の貿易外貨収支業務状況及びコンプライアンス遵守状況により、「リスト」から企業を削除することができる。

第十二条 企業が貿易外貨収支業務を行う場合、「貨物貿易外貨収支業務確認書」に署名し、 国家外貨管理規定を遵守する旨承諾しなければ 外汇局对新办名录登记的企业实行辅导期管理。

第三章 贸易外汇收支管理

第十三条 本指引所称的企业贸易外汇收支包括:

- (一)从境外、境内保税监管区域收回的出口货款,向境外、境内保税监管区域支付的进口货款:
- (二) 从离岸账户、境外机构境内账户收回 的出口货款,向离岸账户、境外机构境内账户 支付的进口货款;
- (三) 深加工结转项下境内收付款;
- (四) 转口贸易项下收付款;
- (五) 其他与贸易相关的收付款。

第十四条 企业应当按照"谁出口谁收汇、谁进口谁付汇"原则办理贸易外汇收支业务,捐赠项下进出口业务等外汇局另有规定的情况除外。

代理进口、出口业务应当由代理方付汇、 收汇。代理进口业务项下,委托方可凭委托代 理协议将外汇划转给代理方,也可由代理方购 汇。代理出口业务项下,代理方收汇后可凭委 托代理协议将外汇划转给委托方,也可结汇将 人民币划转给委托方。

第十五条 企业应当根据贸易方式、结算方式以及资金来源或流向,凭相关单证在金融机构办理贸易外汇收支,并按规定进行贸易外汇收支信息申报。

金融机构应当查询企业名录和分类状态, 按规定进行合理审查,并向外汇局报送前款所 称贸易外汇收支信息。 ならない。外管局は「リスト」に新規登録され た企業に対し指導期間管理を行う。

第三章 貿易外貨収支管理

第十三条 本弁法でいう企業貿易外貨収支には 以下の内容を含む:

- (一)域外、域内の保税監督管理地域から回収する輸出貨物代金;域外、域内の保税監督管理区域に支払う輸入貨物代金;
- (二) オフショア口座及び域外機構域内口座から回収する輸出貨物代金;オフショア口座及び域外機構域内口座に支払う輸入代金;
- (三) 転廠項目下の域内収入と支払;
- (四) 仲介貿易項目下の収入と支払;
- (五) その他貿易項目下の関連する収入と支払。

第十四条 企業は寄贈項目下の輸出入業務等、 外管局が別途定める規定がある場合を除き、「輸 出者と代金受取人が一致し、輸入者と代金支払 人が一致する」の原則に基づき、貿易外貨収支 業務を行わなければならない。

代理輸入輸出業務は、代理者が支払、入金業務を行わなければならない。代理輸入業務項目下の場合、委託者は委託代理契約に基づき、外貨を代理者へ振替、または、代理者が外貨転を行うことができる。代理輸出業務項目下の場合、代理者は委託代理契約に基づき、輸出回収代金を委託者に外貨で振替、または代理者が人民元転し、委託者に振り替えることができる。

第十五条 企業は貿易方式、決済方式、及び資金源または資金ルートに基づき、関連エビデンスを持参の上、金融機関で貿易外貨収支手続きを行い、規定通り貿易外貨収支情報申告手続を行わなければならない。

金融機関は企業「リスト」と分類の状態を確認 し、規定通り合理的な審査を行い、外管局へ前 項で述べた貿易外貨収支情報を報告しなければ 第十六条 对于下列影响贸易外汇收支与货物 进出口一致性匹配的信息, 企业应当在规定期 限内向外汇局报告:

- (一) 超过规定期限的预收货款、预付货款、 延期收款以及延期付款:
- (二) 其他应当报告的事项。

企业可主动向外汇局报告除本条前款规定 以外的其他贸易外汇收支信息。

第十七条 外汇局对企业出口收入存放境外业 务实行登记管理。企业应当向外汇局定期报告 境外账户收支等情况。

第四章 非现场核查

第十八条 外汇局定期或不定期对企业一定期 限内的进出口数据和贸易外汇收支数据进行总 量比对,核查企业贸易外汇收支的真实性及其 与货物进出口的一致性。

第十九条 外汇局对贸易信贷、转口贸易等特定 业务,以及保税监管区域企业等特定主体实施 专项监测。

第二十条 外汇局对下列企业实施重点监测:

- (一) 贸易外汇收支与货物进出口一致性匹配 情况超过一定范围的:
- (二) 贸易信贷余额或中长期贸易信贷发生额 超过一定比例的:
- (三) 经专项监测发现其他异常或可疑的:
- (四) 其他需要重点监测的。

第五章 现场核查

ならない。

第十六条 貿易外貨収支と貨物輸出入の一致性 整合に影響を与える下記情報につき、企業は定 められた期限内に外管局に報告しなければなら

- (一) 定められた期限を超えた前受、前払、ユ ーザンス回収及び延払。
- (二) その他報告すべき事項。

企業は自主的に本条前項の規定以外のその他貿 易外貨収支情報を外管局へ報告することができ る。

第十七条 外管局は企業の輸出収入域外留保業 務に対し登記管理を行う。企業は外管局に定期 的に域外口座収支状況を報告しなければならな W

第四章 オフサイト検査

第十八条 外管局は定期的または不定期的に、 一定期間内の輸出入データと貿易外貨収支デー タを総量で比較し、企業の貿易外貨収支の真実 性と輸出入の一致性を検査する。

第十九条 外管局は貿易与信、仲介貿易等の特 定業務及び保税監督管理地域企業等の特定の主 体に対して、専用モニタリングを実施する。

第二十条 外管局は下記の企業に対し重点モニ タリングを実施する:

- (一) 貿易外貨収支と貨物輸出入の整合状況が 一定の範囲を超える企業
- (二) 貿易与信残高又は中長期貿易与信発生額 が一定比率を超過した企業
- (三) 専用モニタリングで異常または疑いが発 覚した企業
- (四) その他重点モニタリングが必要な企業

第五章 オンサイト検査

第二十一条 外汇局可对企业非现场核查中发 第二十一条 外管局は企業のオフサイト検査中

现的异常或可疑的贸易外汇收支业务实施现场核查。

外汇局可对金融机构办理贸易外汇收支业 务的合规性与报送信息的及时性、完整性和准 确性实施现场核查。

第二十二条 外汇局实施现场核查可采取下列 方式:

- (一)要求被核查企业、经办金融机构提交相 关书面材料:
- (二)约见被核查企业法定代表人或其授权人、 经办金融机构负责人或其授权人:
- (三)现场查阅、复制被核查企业、经办金融 机构的相关资料:
- (四) 其他必要的现场核查方式。

被核查单位应当配合外汇局进行现场核查,如实说明情况,并提供有关文件、资料,不得拒绝、阻碍和隐瞒。

第二十三条 外汇局按照本指引第二十二条第一款第(三)项规定的方式进行现场核查,现场核查人员不得少于2人,并出示证件。现场核查人员少于2人或者未出示证件的,被核查单位有权拒绝。

第六章 分类管理

第二十四条 外汇局根据非现场或现场核查结果,结合企业遵守外汇管理规定等情况,将企业分成A、B、C三类。

第二十五条 外汇局发布B、C类企业名单前,应 当将分类结果告知相关企业。企业可在收到外 汇局分类结论告知书之日起7个工作日内向外 に発見した異常または疑わしい貿易外貨収支業務に対して、オンサイト検査を実施することができる。外管局は金融機関の取り扱った貿易外貨収支業務のコンプライアンス性と情報報告の適時性、完全性及び正確性に対し、オンサイト検査を実施することができる。

第二十二条 外管局が実施するオンサイト検査は、下記の方法を採用することができる:

- (一)被検査対象企業、取引金融機関に対し、関連書類の提出を求めること
- (二)被検査対象企業の法定代表者または委任者、取引金融機関の責任者または委任者と 面談を行うこと
- (三)現場で被検査対象企業、取引金融機関の関連資料の検閲し、コピーすること
- (四) その他必要となるオンサイト検査方法 検査対象先の企業は、外管局のオンサイト検査 に協力し、事実に基づき状況を説明し、且つ関 連書類と資料を提供しなければならない。拒否、 妨害、隠蔽を行ってはならない。

第二十三条 外管局は本手引の第二十二条第一項の第(三)で規定する方法でオンサイト検査を実施する。オンサイト検査実施者数は2人を下回ってはならず、且つ証明書を提示しなければならない。オンサイト検査の実施者数が2人を下回り、または証明書を提示しない場合は、検査対象先企業はこれを拒否する権利を持つ。

第六章 分類管理

第二十四条 外管局はオンサイト検査の結果に基づき、企業の外貨管理規定の遵守状況等も併せ、企業をA, B, Cの三種に分類する。

第二十五条 外管局はB、C類企業リストを公布する前に、分類結果を関連企業に通知しなければならない。企業は外管局からの分類結果通

汇局提出异议。外汇局应当对提出异议企业的 分类情况进行复核。

第二十六条 对在规定期限内未提出异议或提出异议后经外汇局复核确定分类结果的企业, 外汇局将向金融机构发布企业分类管理信息。

外汇局可将企业分类管理信息向相关管理 部门通报,必要时可向社会公开披露。

第二十七条 外汇局对分类结果进行动态调整, 并对B、C类企业设立分类管理有效期。

第二十八条 在分类管理有效期内,对A类企业贸易外汇收支,适用便利化的管理措施。对B、C类企业的贸易外汇收支,在单证审核、业务类型及办理程序、结算方式等方面实施审慎监管。

第二十九条 外汇局建立贸易外汇收支电子数据核查机制,对B类企业贸易外汇收支实施电子数据核查管理。

第三十条 对C类企业贸易外汇收支业务以及外汇局认定的其他业务,由外汇局实行事前逐笔登记管理,金融机构凭外汇局出具的登记证明为企业办理相关手续。

第七章 附 则

第三十一条 企业和金融机构违反本指引以及 其他外汇管理相关规定的,由外汇局依据《中 华人民共和国外汇管理条例》等相关法规予以 处罚。 知書の受領日より7営業日以内に、外管局に異議を申し出ることができる。外管局は異議を申し立てた企業に対し、再審を行わなければならない。

第二十六条 規定期限内に異議を申し立てない 企業、または異議申し立て後に再審を経て、分 類結果が確定された企業については、外管局は 金融機関に企業管理分類情報を発布する。 外管局は企業分類管理情報を管理部門へ通報 し、必要な時に社会に公開することができる。

第二十七条 分類管理結果を動態的に調整し、 外管局はB、C類の企業に対し、分類管理有効 期限を設定する。

第二十八条 分類管理有効期限内は、A類企業の貿易外貨収支に対して、利便性のある管理措置を適用する。B、C類企業の貿易外貨収支に対しては、エビデンス審査、業務類型及び取り扱いプロセス、決済方式等において慎重な監督管理を行う。

第二十九条 外管局は貿易外貨収支電子データ 検査体制を確立し、B類企業の貿易外貨収支に 対して電子データ検査管理を実施する。

第三十条 C類企業の貿易外貨収支業務及び外管局が認定するその他の業務に対しては、外管局は取引毎に事前登記管理を実施し、金融機関は外管局が発行した登記証明に基づき企業に関連手続きを行う。

第七章 附則

第三十一条 企業と金融機関が本手引及びその 他の外貨管理規定に違反した場合、外管局は「中 華人民共和国外貨管理条例」等の関連法規に基 づき処罰する。 第三十二条 外汇局可根据国际收支形势和外 汇管理需要,对贸易信贷管理、报告及登记管 理、出口收入存放境外管理、非现场核查以及 分类管理的具体内容进行调整。

第三十三条 保税监管区域企业的非保税贸易外汇收支原则上适用本指引;保税监管区域企业的保税贸易外汇收支参照适用本指引,保税监管区域外汇管理政策另有规定的,从其规定。

第三十四条 个人对外贸易经营者的贸易外汇 收支适用本指引。

第三十五条 国家外汇管理局根据本指引制定相应实施细则。

第三十六条 本指引由国家外汇管理局负责解释。

第三十七条 本指引自 2012 年 8 月 1 日起施行。 以前法规与本指引相抵触的,按照本指引执行。 第三十二条 外管局は国際収支情況及び外貨管理の必要性に基づき、貿易与信管理、報告および登記管理、輸出収入域外留保管理、オフサイト検査及び分類管理の具体的な内容について調整を行うことができる。

第三十三条 保税監督管理地域企業の非保税貿易外貨収支は原則として本手引を適用し、保税監督管理地域企業の保税貿易外貨収支は原則として本手引を参照・適用するが、保税監督管理地域外貨管理政策に別途規定がある場合、その規定に適用する。

第三十四条 個人の対外貿易経営者の貿易外貨 収支については本手引を適用する。

第三十五条 国家外貨管理局は本手引に基づき、関連実施細則を制定する。

第三十六条 本手引は国家管理局が解釈の責任 を負う。

第三十七条 本手引は2012年8月1日より実施する。以前の規定と本手引が一致しない場合、 本手引に準ずる。

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室】

[■]弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。 ■当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。